

# 鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備工事 公募型プロポーザル実施要領

## 1 適用

「鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備工事公募型プロポーザル実施要領」は、鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備工事の受注候補者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定める。

## 2 業務の目的

本市の人口は、2011年以降、転出超過が続き、特に高校卒業後の若年層において都市部への転出が増加しており、高校新卒者約1,000人のうち地元就職するのは約50人、約5%程度にとどまっている。

本市が令和3年10月に市内中小企業500社に実施したアンケート調査では、テレワークを62社（12%）が導入済み、43社（8%）が導入予定であり、異業種間交流の機会を求めている。また、多くの事業所が人手不足で、求職者とのマッチングの機会により、都市部の専門人材を求める事業所がある。

本市は、大隅地域の拠点都市として出張者が来訪し、テレワークのニーズがあるが、大隅半島のコワーキング施設は少なく、絶対数が足りていない状況である。

中心市街地は、人口が減少する一方で、大型小売店の郊外出店などによるスプロール化やインターネット販売の拡大等により、商店街機能は低下している。また、リナシティかのやは整備から15年を経過することから、中心市街地の活性化に資する施設として、その機能を見直す必要がある。

リナシティかのや内に社会インフラとして必要なコワーキングスペースを整備し、街の賑わいづくりや異業種間交流、都市圏企業とのマッチングにより、関係人口の増加やサテライトオフィスの誘致、ひいては移住定住の促進を目的とする。

また、コワーキングスペースの利用促進のため、物産販売や情報発信コーナー、ドリンクコーナーを併設する。

## 3 コワーキングスペースのコンセプト

“人と人をつなぐ場所”

○地元事業者と都市圏企業を繋ぎ、異業種間交流を推進することや、学生や子育て世代が気軽に利用しやすい『あたたかい』イメージであり、新しい発見や賑わいが創出される交流拠点となる。

○市内外のテレワーカーや学生等が利用するコワーキングスペースを提供し、事業者と求職者とのマッチング支援、起業、承継、移住等に関するセミナー、ワークショップを開催する。

## 4 業務の概要等

(1) 業務名 鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備工事

※以下「本事業」という。

(2) 業務場所 鹿屋市大手町1番1号

- (3) 主な業務内容 ア 市民交流センター1階情報プラザ改修工事  
床面積 707.88 m<sup>2</sup>  
イ アの改修に係る設計業務及び工事監理業務
- (4) 完成期限 令和6年2月29日(木)  
※設計は、令和5年9月22日(金)まで  
※工事は、令和6年3月8日(金)まで  
※工事監理は、令和6年3月15日(金)まで
- (5) 上限金額 72,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)  
(参考内訳)  
ア 設計 4,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)  
イ 工事 65,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)  
ウ 工事監理 3,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)  
※提案金額が上限金額を超えている場合は失格とする。なお、参考内訳に示すア～ウの金額は、それぞれの上限金額を示すものではない。

## 5 参加資格要件等

鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備工事公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に参加できる者は、本事業の工事及び設計並びに工事監理(以下「分担工事」という。)を担うため、鹿屋市建設工事等入札参加資格に登録された複数の企業により構成される特定建設工事共同企業体(乙型:分担施工方式)(以下「共同企業体」という。)とし、次の(1)及び(2)を全て満たす者(以下「参加共同企業体」という。)とする。

### (1) 共同企業体の構成

ア 共同企業体は、次に掲げる企業2者(以下「構成企業」という。)で構成すること。

- ① 本事業の分担工事の設計及び工事監理を行う設計企業1者(以下「設計企業」という。)
- ② 本事業の分担工事の建築一式工事を施工する建設企業1者(以下「建設企業」という。)

イ 構成企業の中から代表企業1者を定めるものとする。

### (2) 共同企業体の参加資格要件

ア 設計企業、建設企業(共通)

- ① 鹿屋市内に本店、又は主要な営業所(支店等)を置く者であること。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 鹿屋市税等(注1)の滞納がない者であること。
- ④ 手形交換所による取引処分又は主要取引先から取引停止等の事実がなく、経営状態が健全な者であること。
- ⑤ 会社更生法に基づく会社更生手続き開始若しくは更生手続き開始の申立てがなされている又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされる等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ⑥ 鹿屋市が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- ⑦ その他建設業法等の法令及び規則等に違反している者でないこと。

(注1)

[法人] 法人市民税、法人固定資産税、特別徴収義務、軽自動車税等

[個人経営主] 市県民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、軽自動車税等

イ 設計企業

- ① 鹿屋市建設工事等競争入札参加資格に登録され、本市格付けの建築設計監理業務の「A級」に格付けされている者であること。
- ② 元請けとして、過去5箇年度（平成30年度から令和4年度）に鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、1棟の延べ面積が概ね1,000㎡以上の新築又は改修の公共工事又は民間工事の設計実績を有している者であること。

ウ 建設企業

- ① 鹿屋市建設工事等競争入札参加資格に登録され、本市格付けの建築一式工事の「A級又はB級」に格付けされている者であること。
- ② 分担工事（設計及び工事監理を除く。）に応じて建設業法第26条に規定する技術者を施工現場に専任で配置できる者であること。
- ③ 建設業法第3条第1項に規定する建設業許可を有している者であること。

エ 代表企業

- ① 上記イ②の工事において、監理技術者又は主任技術者としての監理実績を有し、監理技術者資格証（建築）の受付を受け、かつ監理技術者資格講習会を受講したことが認められる者で、直接かつ恒常的な雇用関係にある者（参加表明書の提出期限の日において、連続3箇月以上直接的な雇用関係にある者に限る。）を専任で配置できる者であること。
- ② 建築基準法の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) その他

- ア 代表企業は、本プロポーザルへの応募手続きや契約手続きなど、本市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。
- イ 一の参加共同企業体の構成企業は、他の参加共同企業体の構成企業と次のいずれかの関係にある者でないこと。
- ① 他の参加共同企業体の構成企業の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）
  - ② 他の参加共同企業体の構成企業の子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）
  - ③ 他の参加共同企業体の構成企業の親会社の子会社
  - ④ 他の参加共同企業体の構成企業の役員又は管財人（会社更生法（平成14年法律第154号）第67条の管財人及び民事再生法（平成11年法律第225号）第64条の管財人をいう。以下同じ。）を兼ねている者。
  - ⑤ 他の参加共同企業体の構成企業と上記①から④までのいずれかと同等と認められる資本関係又は人的関係にある者。
- ウ 本事業の契約事業者は、契約期間中、鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備工事に係る他の参加共同企業体の構成企業となることはできない。

## 6 主な事業スケジュール

主な手続き内容	日程
(1)実施の公示	令和5年4月18日(火)
(2)参加手続き等説明書の配布期間	令和5年4月18日(火)～5月18日(木)
(3)参加手続き等の説明会及び現地説明会	令和5年5月8日(月)
(4)参加表明書の提出期間	令和5年5月9日(火)～5月18日(木)
(5)参加資格確認通知書及び参加要請書の通知	令和5年5月19日(金) 予定
(6)提案書の提出期間	令和5年5月19日(金)～6月19日(月)
(7)質問受付期間	令和5年5月19日(金)～5月25日(木)
(8)質問回答期限	令和5年5月30日(火)
(9)選定委員会(プレゼンテーション)	令和5年6月22日(木)
(10)選定結果通知	令和5年6月下旬 予定
(11)本契約締結	令和5年6月下旬 予定

※日程については、変更する場合がある。

## 7 参加手続き等説明書の配布

本プロポーザルに係る参加手続き等説明書を次のとおり配布するとともに、本市ホームページで公表する。

- (1) 期間 令和5年4月18日(火)から令和5年5月18日(木)まで(土日祝日は除く。)
- (2) 配布場所 鹿屋市農林商工部商工振興課商工振興係  
〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号  
電話 0994-31-1164 / FAX 0994-40-8688  
e-mail : [syoukou@city.kanoya.lg.jp](mailto:syoukou@city.kanoya.lg.jp)
- (3) 公表のURL <https://www.city.kanoya.lg.jp/kouhou/koubo/koubotop.html>

## 8 参加手続き等の説明会及び現地説明会

本事業に係る参加手続き等の説明会及び現地説明会を次のとおり行う。

- (1) 開催日時 令和5年5月8日(月)午後2時00分から(受付 午後1時30分から)
- (2) 開催場所 [説明会] 場所 市民交流センター2階情報研修室  
住所 鹿屋市大手町1番1号  
[現地説明会] 場所 市民交流センター1階情報プラザ  
住所 鹿屋市大手町1番1号

※現地説明会は、説明会終了後、引き続き実施する。なお、マックスバリュリナシティかのや店前の駐車場は利用しないこと。

- (3) 申込期間 令和5年4月18日(火)から令和5年5月1日(月)午後5時必着
- (4) 申込方法 説明会及び現地説明会への参加を希望する者は、「参加手続き等の説明会及び現地説明会参加申込書(様式3-1)」に記入の上、ファックス又は電子メールでPDFファイル添付により提出すること。  
※電子メールの表題は、「説明会参加申込書」とすること。
- (5) 申込先 「6 参加手続き等説明書の配布(2)配布場所」に記載のとおり。

## 9 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する参加共同企業体は、次により参加表明及び参加資格要件の確認に関する書類（以下「参加表明書」という。）を提出すること。

### (1) 参加表明書に関する提出書類

- ア 公募型プロポーザル方式参加表明書（プロポ第3号様式）
- イ 共同企業体によるプロポーザル参加願（様式1-1）
- ウ 様式1-1に係る付表（様式1-2）
- エ 同種工事の施工実績調書（様式1-3）
- オ 同種工事の設計実績調書（様式1-4）
- カ 建設企業技術者専任配置予定表（様式1-5）
- キ 代表企業の経営規模等評価結果通知書（写し）
- ク 設計企業配置技術者予定表（様式1-6）
- ケ 系列会社についての届出書（様式1-7）
- コ 実績証明書（様式1-8）又はコリンズ等実績を証明するもの
- サ 鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備工事特定建設工事共同企業体協定書（乙型）（協定書第1号様式）
- シ 委任状（協定書第2号様式）

### (2) 作成方法等

- ア 書類の作成方法及び様式は、市長が別に定める「鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備工事公募型プロポーザル提出書類記載要領」によること
- イ (1)のサ及びシの様式において「構成員」とあるのは「構成企業」と読み替えるものとする。

(3) 提出期間 令和5年5月9日（火）午前9時から令和5年5月18日（木）午後5時必着

(4) 提出方法 持参又は郵送

(5) 提出部数 [サ、シの書類以外]10部（正本（原本）1部、副本（原本の複写）9部）  
[サ、シの書類]1部（正本（原本）1部）

(6) 提出先 「6 参加手続き等説明書の配布(2)配布場所」に記載のとおり

### (7) 質問の受付及び回答

参加表明書に関する質問がある場合は、書面により行うこととし、質問及び回答方法は次のとおりとする。

- ア 受付期間 令和5年5月9日（火）から令和5年5月11日（木）午後5時必着
- イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備に係る質問書（様式3-2）」に記入の上、電子メールでPDFファイル添付により提出すること。

※電子メールの表題は、「コワーキング施設整備質問書（参加表明書）」とすること。

- ウ 提出先 「6 参加手続き等説明書の配布(2)配布場所」に記載のとおり。
- エ 回答方法 質問及び回答を取りまとめた上で、令和5年5月15日（月）から令和5年5月18日（木）までの間、本市ホームページで公表する。
- オ 公表のURL 「6 参加手続き等説明書の配布(3)公表のURL」に記載のとおり。

## 10 提案資格の確認及び結果の通知

参加表明書を提出した参加共同企業体の提案資格について確認を行い、その結果については、令和5年6月16日（金）頃までに、提案資格が認められた旨又は認められなかった旨を記載した「公募型プロポーザル参加資格確認通知書」を通知する。また、提案資格が認められた参加共同企業体に対し、「プロポーザル参加要請書」により、提案書の提出を要請する。

## 11 提案書の提出

「公募型プロポーザル参加資格確認通知書」により提案資格を認められ、「プロポーザル参加要請書」により、提案書の提出を要請された参加共同企業体（以下「応募共同企業体」という。）は、次により提案書を提出すること。なお、同一の応募共同企業体が複数の提案書を提出することはできない。

### (1) 提案書に関する提出書類

- ア 提案書提出届（様式2-1）
- イ 提案金額（様式2-2）
- ウ 共同企業体の体制等（様式2-3）
- エ 構成企業の分担工事内容等（様式2-4）
- オ 建設企業技術者専任配置予定表（様式2-5）
- カ 設計企業配置技術者予定表（様式2-6）
- キ 品質確保の取組体制等（様式2-7）
- ク 総合的な提案（内装、外装含む。）（様式2-8）
- ケ グリーン社会の実現に資する提案（様式2-9）
- コ 新型コロナウイルス感染症対策に資する提案（様式2-10）
- サ 事業スケジュールに係る提案（様式2-11）
- シ 独自提案書（様式2-12）
- ス 要求水準に関する誓約書（様式2-13）
- セ 鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備特定建設工事共同企業体協定書（乙型）  
第8条に基づく協定書（協定書第3号様式）

### (2) 作成方法等

- ア 書類の作成方法及び様式は、市長が別に定める「鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備工事公募型プロポーザル提出書類記載要領」によること。
- イ (1)のチの様式において「構成員」とあるのは、「構成企業」と読み替えるものとする。
- ウ 提案内容等は、市長が別に定める「鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備公募型プロポーザル要求水準書」による要求水準を満たすこと。

(3) 提出期間 令和5年5月19日（金）午前9時から令和5年6月19日（月）午後5時必着

(4) 提出方法 持参又は郵送

(5) 提出部数 [イ、エ、チの書類以外]10部（正本（原本）1部、副本（原本の写し）9部）  
[イ、エ、チの書類]1部（正本（原本）1部）

※提案書の提出時に、提案書に関する提案書類のデータ（イ、エ、チの提出書類のデータを除く。）をPDF形式で保存したCD-Rを1枚提出すること。

- (6) 提出先 「6 参加手続き等説明書の配布(2)配布場所」に記載のとおり。
- (7) 質問の受付及び回答  
提案書に関する質問がある場合は、書面により行うこととし、質問及び回答方法は次のとおりとする。
  - ア 受付期間 令和5年5月19日(金)から令和5年5月25日(木)午後5時必着
  - イ 提出方法 質問の内容を簡潔にまとめ、「鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備に係る質問書(様式3-2)」に記入の上、電子メールでPDFファイル添付により提出すること。  
※電子メールの表題は、「コワーキング施設整備質問書(提案書)」とすること。
  - ウ 提出先 「6 参加手続き等説明書の配布(2)配布場所」に記載のとおり。
  - エ 回答方法 質問及び回答を取りまとめた上で、令和5年5月22日(月)から令和5年5月30日(火)までの間、参加表明書を提出した全ての参加共同企業体に電子メールで回答する。

## 12 提案書の審査

- (1) 審査については、鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備工事公募型プロポーザル選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員による書類審査及びヒアリング審査を実施する。
- (2) 評価項目及び評価基準  
市長が別に定める「鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備工事公募型プロポーザル受注候補者選定評価基準」による。
- (3) 選定委員会委員  
商工観光振興監、農林商工部長、市長公室長、総務部長、建設部長

## 13 受注候補者の特定

審査の結果、評価点数において最も高い点数を得た者を受注候補者として特定する。

## 14 選定結果の通知

受注候補者に決定した応募共同企業体には、「プロポーザル採用通知書」を通知し、受注候補者に決定しなかった応募共同企業体には、「プロポーザル不採用通知書」を通知する。なお、選定結果(受注候補者名、評価点数等)については、本市ホームページで公表する。

- (1) 公表のURL 「6 参加手続き等説明書の配布(3)公表のURL」に記載のとおり。

## 15 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 会社更生法の適用を申請する等、契約履行が困難と認められる状態に至った場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員会が失格であると認める場合

## 16 契約の手続き等

### (1) 契約の手続き

- ア 本市との契約方法は、随意契約とする。
- イ 本市及び受注候補者は、本事業の業務に関し協議を行い、協議が整ったときは見積書を徴収し、工事請負契約書（案）により、契約を締結するものとする。
- ウ 受注候補者との契約にあたり、契約金額は提案金額の範囲内とする。

### (2) その他

- ア 契約事業者は、「鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備工事公募型プロポーザル実施要領」及び「鹿屋市市民交流センターコワーキング施設整備工事公募型プロポーザル要求水準書」を遵守しなければならない。
- イ 契約事業者は、本市との連絡を密に行い、意思の疎通及び情報の共有を図るとともに、疑義等が生じた場合は、その都度協議するものとする。

## 17 留意事項等

- (1) 参加表明書の提出後、代表企業及び構成企業の変更はできない。ただし、代表企業を除く構成企業については、やむを得ない事情が生じた場合、提案書受付期限日の前開庁日の令和5年6月16日（金）までに市長と協議を行い、市長が承諾した場合に限り、変更を行うことができる。
- (2) 提案書に記載した配置予定技術者の変更はできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市長と協議を行い、市長が承諾した場合に限り、変更を行うことができる。
- (3) 参加表明書及び提案書の提出期限後の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
- (5) 参加表明書及び提案書の提出後に辞退する場合は、「辞退届（様式3-3）」を提出すること。
- (6) 参加表明書及び提案書の作成及びこれらの提出に係る費用は、参加共同企業体の負担とする。
- (7) 提案書については、1共同企業体につき、1案とする。
- (8) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。また、虚偽の記載をした構成企業に対して指名停止措置を行う場合がある。
- (9) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受注候補者の特定以外に無断で使用することはない。
- (10) プロポーザルの結果については、鹿屋市ホームページで公表する。